

学校施設開放における注意事項（利用団体用）

学校施設開放を利用される方は、次の注意事項を必ず守っていただき、学校施設開放が円滑に行われるようご協力をお願いします。また、学校施設開放は学校が認めた団体、かつ、以下の注意事項を守ることができる団体に利用を許可しているものです。**学校が教育の場であることを常に意識し、子どもたちの手本となるよう努めてください。**

【申請手続きについて】

- 1 **同一日時に複数の場所（体育館と運動場など）を利用する場合は、利用場所ごとに申請書を提出してください。**
(登録団体名、登録番号など必ず確認をして、間違いのないようにしてください。)

【利用時間の短縮・キャンセルについて】

- 2 既に利用許可を受けた日時範囲内で、利用時間を短縮する場合や利用をキャンセルする場合は、早急に学校と管理員に申し出てください。なお、利用時間を短縮、またはキャンセルした場合は「学校施設利用許可変更届」に変更した内容を記入してください。
(やむを得ない理由で当日の利用を短縮・キャンセルするときは、遅くとも2時間前までに学校と管理員に申し出てください。)

【追加予約について】

- 3 **追加の日時を予約する場合は、新たに利用許可申請書を提出し利用の許可を得てください。**

【施設・備品利用について】

- 4 体育館では体育館用シューズを必ず使用してください。運動場でのスパイクシューズの使用は学校の許可を得てください。
- 5 許可を受けた施設、設備及び備品以外は使用しないでください。また、使用した備品等は、必ず元の位置に戻してください。
- 6 学校施設及び備品等を破損したときは、速やかに管理員に知らせ修理復元をしてください。**この場合において、原則利用者負担での修理復元となります。**
- 7 施設、備品が原因でけがをしたときは、速やかに管理員へ報告してください。

【駐車場について】

- 8 駐車場の数が限られています。できる限り乗り合わせをするなどの対応をお願いします。なお、**車は学校の指示に従い所定の位置に止め、校内駐車禁止区域への駐車、路上駐車などをするかないようお願いします。また、駐車場でのトラブルや車上荒らし等の被害については、学校及び市は責任を負いませんので予めご了承ください。**

【利用マナー等について】

- 9 利用にあたっては、注意事項を守り、管理員の指示に従ってください。注意が守られない場合は、利用の中止や、それ以降の利用を許可できない場合があります。
- 10 子どもが利用する場合は、監督者か責任者（成人）が立ち会ってください。
- 11 利用許可は学校行事等の都合により、中止または変更される場合があります。
- 12 政治・宗教・営利を目的とした行為等をしないでください。
- 13 学校や人に迷惑のかかる行為等をしないでください。（騒音・罵声なども含め）
- 14 体育館や武道場など屋内施設の利用及び屋外施設で夜間照明を利用する場合は、使用料が発生します。あらかじめ、交流館又は NPO 法人いさとスポーツクラブ、一般社団法人松平スポーツクラブ、スポーツ振興課にて使用料納付券を購入してください。
- 15 登録は、原則として1チーム1校に限ります。同一チームを2つに分けて登録することや、多校にまたがって登録を行う不正な登録については、登録を抹消します。
- 16 その他利用に関しては学校ごとに定められたルールに従ってください。

【施設利用後について】

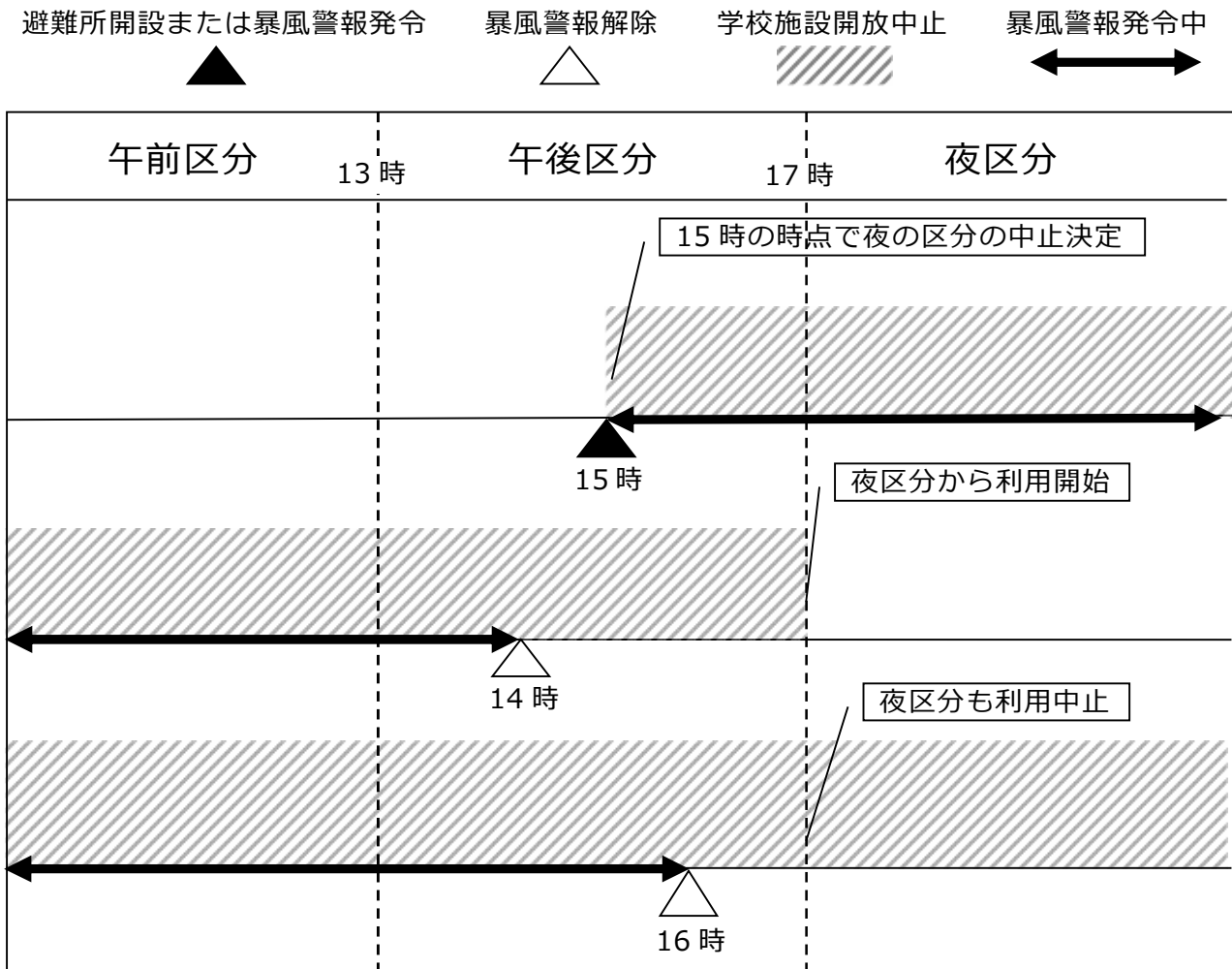
- 17 利用後は、必ず、後片付け及び清掃を行い、火気、戸締りの点検をしてください。また、学校施設利用報告書（学校施設利用許可確認書(兼)利用変更許可申請書裏面）にて利用責任者名を記入の上、各項目をチェックし管理員に提出してください。
- 18 ゴミはすべて持ち帰り、学校のゴミ箱などに捨てないでください。体育館での飲食は絶対にしないでください。学校敷地内はすべて禁煙です（車内も含む）。
- 19 学校施設開放時間終了後は速やかにお帰りください。準備や片付けの時間も利用時間に含まれます。

【雨天・台風時等の対応について】

- 20 雨天のときはグラウンドの利用ができません。また、グラウンドの状態が悪い場合も利用を中止する場合があります。判断に迷う場合は、あらかじめ学校へ確認し指示に従ってください。
- 21 台風の接近に伴い暴風警報が発令されている場合、学校施設開放は中止とします。また、暴風警報が解除された場合でも、学校施設開放の利用を午前区分（8時～13時）、午後区分（13時～17時）、夜区分（17時～）の3区分に分け、利用区分の2時間前の時点で暴風警報が発令されている場合は、次の区分の学校施設開放は中止とします。同様に、学校が避難所に指定されている学校では、暴風警報が発令されていなくても避難所が開設されている場合、学校施設開放は中止とします。また、利用区分の2時間前に避難所が開設されている場合、次の区分の学校施設開放は中止とします。（【具体例】参照）
 - ※ 避難所の開設による学校施設開放の中止については、学校または管理員から中止の連絡が入りますので、必ず連絡が取れるようにしておいてください
 - ※ 同様に、集中豪雨や地震などで被害が予想される場合や異常な気象状況によ

る熱中症などの事故が予想される場合は学校施設開放が中止となることがありますので代表者は連絡を取れるようにしておいてください。（「緊急メールとよた」などから情報でもご確認ください）

【具体例】



※暴風警報が発令されていなくても避難所が開設されている場合は、学校施設開放を中止します。

2 2 落雷事故防止のため**注意報の有無にかかわらず雷鳴が聞こえた場合、屋外活動は中断してください。**また、雷鳴がやんでも20分は落雷の危険があるため屋外活動は控えてください。